

革新的自殺研究推進プログラム  
研究報告書（平成29年度）  
＜領域1：社会経済的な要因に着目した研究＞

【課題番号 1-1】

OECD 諸国における自殺対策の国際比較  
～効果検証と政策提言～

研究代表者 上田路子 早稲田大学政治経済学術院 准教授  
研究分担者 松林哲也 大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授

要旨：我が国における今後の自殺総合対策を考えるにあたり、日本に先駆けて国家レベルの自殺対策を行ってきた他国から学ぶことは多いと考えられる。本研究では先進的な自殺対策を行なっている OECD 諸国の自殺対策プログラムについて詳細な質的調査を行い、OECD 諸国における自殺予防政策の効果を最新のデータを用いて検証した。さらに、日本の自殺率がなぜ近年大幅に減少しているのかについて都道府県単位の詳細なデータを用いて分析を行なった。調査の結果は、今後の自殺総合対策に必要とされることは、研究機関などが地方自治体と連携を強め、エビデンス（科学的根拠）に基づく自殺対策を推し進めることであることを示唆している。同時に日本で自殺率が減少した理由については、まだ未解明の部分が多く、今後さらなるデータの拡充と分析が必要であることが明らかになった。

A. 研究目的

我が国における今後の自殺総合対策を考えるにあたり、日本に先駆けて国家レベルの自殺対策を行ってきた他国から学ぶことは多いと考えられる。本研究では先進的な自殺対策を行なっている OECD 諸国の自殺対策プログラムについて詳細な調査を行い、その結果を今後の日本の自殺予防対策に役立てることを目的とした。さらに、過去に研究代表者と研究分担者が行ってきた OECD 諸国における自殺予防政策の効果に関する分析を、データを拡張した上で再度行うことで新たな知見を得ることを目的とした。同時に、日本の自殺率がなぜ近年大幅に減少しているのかについて詳細なデータを用いて分析し、今後の政策立案に役立てることを目指した。

B. 研究方法

(1) OECD 諸国の自殺対策の検証

自殺対策先進国における国家レベルの包括的自殺対策プログラムの運用の実態や効果検証の仕組み、自殺対策に関する予算額、自殺に関する報道ガイドラインの内容、自殺多発地帯での防止策などについて詳細に検討を行った。韓国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、イギリス、スウェーデン、フィンランドの9カ国の自殺対策プログラムについて、それぞれの母国語を理解する5名の研究補助者の協力を得て調査を行った。韓国は日本よりも自殺対策プログラムの開始時期は遅いものの、近年非常に積極的な対策を行なっていることから、参考として考察に含めた。カ

ナダは国家レベルの包括的自殺対策プログラムは制定されていないものの、類似の自殺対策フレームワークがあるため調査対象とした。調査結果はレポートとして英語でまとめた。

さらに、調査の一環として2017年12月に研究代表者がオーストラリアを訪問し、同国の自殺対策についての知見を得た。加えて、2018年3月には研究代表者と共同研究者がイギリスとスウェーデンを訪問し、現地の自殺対策について調査を行った。

## (2) OECD 諸国の自殺対策の効果再検証

OECD 諸国における自殺予防政策の効果についての統計分析に関しては、Matsubayashi and Ueda 論文 (2011, *Social Science & Medicine*) が1980年から2004年までのOECD 21カ国のパネルデータを用いていることを踏まえ、データを2011年まで拡張の上、効果を再検証した。被説明変数は男女年齢グループ別の自殺率、主な説明変数は自殺対策プログラムの有無を表したダミー変数である。その他、自殺率に影響を与えと思われる経済社会的要因を統制変数として分析に加えた。さらに、国及び年固定効果もモデルに含め、観測されない国特有の属性や、年固有の自殺率に与えるショックの影響を取り除くよう務めた。

## (3) 日本の自殺者数のトレンドに関する分析

日本において自殺者数が近年大幅に減少している理由を明らかにするために、地域自殺対策緊急強化基金(「基金」)事業に注目し、その効果の測定を試みた。県レベルのパネルデータ(2000-2013年)を作成し、各県における一人当たり総基金事業額と自殺率との関係を推定した。加えて、基金事業には五つの用途分野があるため、それぞれの効果を測定するために、各分野での一人当たり支出額を説明変数としたモデルも推定した。基金事業額以外に分析に含めた説明変数は、各県の歳出総額、失業率、県民所得、

行政投資額、などの経済社会的要因である。異なるグループへの影響を見るために、分析は男女・年齢グループ(60歳未満とそれ以上)別に行なった。本分析でも県及び年の固定効果を分析に含め、県固有の属性や各年に起きた観測されないイベントが自殺率に与える影響を取り除いた上で基金事業の効果を測定した。

(倫理面への配慮)

公的に入手可能な既存データのみ分析対象としたため該当せず。

## C. 結果 及び D. 考察・結論

### (1) OECD 諸国の自殺対策の検証

上記9カ国の自殺対策についての調査、及びオーストラリア、イギリス、スウェーデンにおける現地調査から明らかになった主な点は以下の通りである。

### エビデンスに基づく政策の重要性

今回の調査対象国のすべての国家レベルの自殺対策プログラムにおいて、エビデンス(科学的根拠)に基づいた自殺対策を行う必要性が明示的に示されていた。自殺対策プログラムは学術研究によって示されたエビデンスを元に内容が作成されており、個々のプログラムの妥当性を別文書で体系的に検討している国も存在した。このようにエビデンスに基づく自殺対策の重要性は広く共有されているものの、実際にエビデンスに基づく政策が行われているかどうかは国によって大きな違いがあるようである。例えば、エビデンスに基づく政策の重要性が広く認識されている自殺対策先進国のスウェーデンにおいても、そのような政策を市区町村レベルで実現することは時に困難であり、エビデンスが伴わない対策を行なっている地方自治体も存在するとのことであった。また、自国のプログラムが

当初想定した通りの効果をもたらしているかどうかを逐次検証している国はオーストラリアなど少数に限られていた。

## 研究機関の役割

スウェーデンにおいては研究機関が自殺対策の設計に大きな役割を果たしていた。同国においては、中央政府ではなく地方政府や自治体が地域の実情に即した自殺対策の設計と実施に関する責任を持つが、地方自治体が自殺対策を実施する場合に研究機関の協力を仰ぐことができる体制となっている。例えば、カロリンスカ医科大学 (Karolinska Institute) 内に設置された National Centre for Suicide Research and Prevention of Mental Ill-Health (NASP) はストックホルム群 (County) 政府の自殺対策に関するアドバイザーとなっており、研究所の専任研究者が同群内の地方自治体に自殺対策の提言を行っている。また同研究所は報道機関への助言や自殺に関する情報の提供も行っている。

## メディアガイドライン

自殺に関する報道があった後に、自殺者が増加することは良く知られている (Ueda et al. 2017 など)。メディア報道の影響の重大さは今回調査を行なった諸国で広く共有されており、すべての国に WHO のガイドラインとは別の独自メディア (報道) ガイドラインが存在した。ただ、いずれの国においても報道各社やジャーナリストがガイドラインを守る義務はなく、罰則規定も存在しなかった。したがって、実際にガイドラインが守られているかどうかは不明である。例えば韓国では半分近くの報道がガイドライン違反であったとの調査結果が報告されている。

## 民間団体の役割

上記メディアガイドラインの作成がイギリスやアイルランドでは民間 (宗教) 団体であるサマリタンズによって行われたことに代表されるように、一部の国では民間団体の自殺対策への関与度が非常に大きく、国の自殺対策を補完する役割を果たしている。例えばサマリタンズはイギリス全土において自殺予防電話サービスを提供しており、鉄道管理会社とともに鉄道自殺対策にも取り組んでいる。これら団体は政府と連携して自殺対策を行なっているというよりも、国の自殺対策が及んでいない部分を独自に補っている側面が強い。サマリタンズの場合、活動資金は完全に個人からの献金で成り立っており、政府からは独立した立場を取っている。一方、政府が民間団体との協働体制を目指している国も存在する。例えば、スウェーデンの自殺対策プログラムにおいては、政府が民間団体と密接に連携して自殺対策を推進することが明示的に目標として設定されており、民間団体に補助金も支給している。

## 自殺対策関連支出額

調査対象となった国における自殺対策の支出額には非常に幅があり、支出内容も異なっていた。また自殺対策としては予算が計上されず、メンタルヘルス関連費用の一部から自殺対策関連費用が支出されている国も多く存在した。さらに、日本における地域自殺対策緊急強化基金に類似するものを他国において認めることはできなかった。

### (2) OECD 諸国の自殺対策の効果再検証

上述の Matsubayashi and Ueda 論文 (2011) では統計分析の結果、国家レベルで自殺予防プログラムを実施した国においては、実施後にその国の自殺率が 10 万人当たり平均 1.38 減少したという結果が得られている。今回の分析ではデータを 2011 年まで拡充の上、同論文と同じ推定モ

デルを推定した。しかし、自殺プログラムの導入が自殺率の低下につながったという証拠はこれまで見つかっていない。すなわち、自殺プログラムに関する係数は統計的に有意な値を取っていない。また、2004年までを分析対象とした Matsubayashi and Ueda 論文では日本は包括的自殺対策プログラムがない国として扱われているが、データ拡充後は自殺対策がある国となったため、日本における効果に注目して分析した場合にも特に異なる結論とはならなかった。

データ拡充後の分析は Matsubayashi and Ueda 論文とは異なる結果となったが、これは自殺対策の効果がラグを伴って発現していることによる可能性がある。例えば、日本では2006年に自殺対策基本法が制定されているが、実際に本格的に自殺対策が開始されたのはそれよりも数年後であり、それらの対策がさらにしばらく経った後に効果が出るのであれば、今回の分析対象の2011年までに効果が確認できなかった可能性がある。実際、日本において自殺者数が本格的に減少し始めたのは2010年である。したがって、仮に日本の自殺対策プログラムに効果があったとしても、2011年までの今回の分析では効果が測定できなかったと考えられる。同様のことは他国でも起きている可能性があり、今後はさらにデータの拡充を進めると同時に、ラグを明示的に考慮に入れたモデルを推定する予定である。

### (3) 日本の自殺者数のトレンドに関する分析

2000-2013年の県レベルのパネルデータを用いた推定したところ、一人当たり総基金事業額は各県の自殺率に負の影響を与えているものの、推定された係数は統計的に有意ではないという結果が得られた。同期間の自殺率に特に重要な影響を与えている要因は各県の一人当たり歳出総額及び失業率であり、これらの変数は特に男性の自殺率への影響が大きい。推定結果によると、歳出総額が1パーセント増加すると、60歳

未満の男性の自殺率は0.18パーセント減少する傾向にある。同様に、失業率が1パーセント減少すると、60歳以上の男性の自殺率は0.6パーセント減少するという結果となった。分野別の推定結果も同様の結果となり、特に効果が認められた分野は存在しなかった。推定結果は、2017年秋に刊行の *Economic Analysis of Suicide Prevention* (Springer) に掲載した。

上記の分析結果は基金事業額が自殺率に与える影響がないことを示唆しているが、この結果をもって基金事業が自殺者数減少に貢献しなかったとただちに結論づけることはできない。本分析は2013年までを対象としており、前述したように効果が大きなラグを持って発現する場合には今回の分析期間では効果が認められない可能性がある。基金事業は2009年度に開始しているが、基金事業額が大幅に増加したのは2010年度以降である。また、今回の推定では基金事業額と自殺率の関係を推定しているが、事業の「額」ではなく、事業の「内容」が重要である可能性も高い。本年度の分析は今後の分析のためのフレームワーク作りとも位置付けられるものであり、今後はデータをさらに整備した上で、基金の効果について再測定することを予定している。

### E. 政策提案・提言

本年度の研究では、主に OECD 諸国における自殺対策を分析対象とし、詳細な国別調査と統計的手法を用いた効果検証を組み合わせることで、日本の自殺対策に資する知見を得ることを目指した。一連の研究結果は、日本における今後の自殺対策には以下の二点が特に重要であることを示唆している。一つ目は地方自治体や民間団体が自殺対策を実施する際にエビデンスに基づく自殺対策が可能になるよう、研究機関あるいは研究者が対策の計画から効果検証まで積極的に関与することである。その際にはスウェーデンの NASP の取り組みが大いに参考になる

う。

二点目はメディア（報道）ガイドラインの制  
定である。上述のように、調査対象の9カ国の  
すべてに独自のメディアガイドラインが存在し、  
強制力はないものの慎重な報道への働きかけが  
されている。日本では現在でも他国においては  
ガイドライン違反と見なされるような報道が数  
多くなされており、自殺に関する報道の内容は  
報道各社の判断に任されている。メディア報道  
の自殺率への影響の大きさについては学問的合  
意ができていないこと、そして日本の自殺率が  
OECD 諸国に比較して高いことを鑑みると、我  
が国独自のメディアガイドラインの作成は早急  
に検討すべきであると思われる。

一方、今回の調査で同時に明らかになったこ  
とは、日本ほど自殺に関する詳細なデータが公  
表されている国はないということであり、特に  
警察庁の自殺統計原票の都道府県別の集計結果  
の速報値が自殺発生月の翌月に厚生労働省によ  
って公表されていることは特筆すべきである。  
今回調査対象とした国の中で、これほどすぐに  
自殺に関する統計が公表される国は見当たらず、  
公表が発生時から数年後である国も珍しくはな  
かった。また、厚生労働省によって自殺死亡者  
の属性や自殺の手段、動機など詳細なデータが  
市区町村別に公表されていることも地方自治体  
の自殺対策にとって参考になると思われる。日  
本においては警察庁の自殺統計原票と人口動態  
統計の死亡票という自殺に関するデータが二種  
類あることも自殺の実態の解明に大いに役立っ  
ている。したがって、我が国においてエビデン  
スに基づく政策を進めていくことは比較的容易  
であると思われ、今後は研究機関と行政機関、  
そして民間団体の協働体制が強く求められる。

#### F. 成果の外部への発表

(1) 学会誌・雑誌等における論文一覧（国際  
誌 2件）

1. Michiko Ueda, Kota Mori, Tetsuya Matsubayashi, Yasuyuki Sawada. “Tweeting Celebrity Suicides: Users' Reaction to Prominent Suicide Deaths on Twitter and Subsequent Increases in Actual Suicides.” *Social Science & Medicine*, 2017. 189:158-166.
2. Yasuyuki Sawada, Michiko Ueda, and Tetsuya Matsubayashi. 2017. *Economic Analysis of Suicide Prevention: Towards Evidence-Based Policy-Making*. Springer.

(2) 学会・シンポジウム等における口頭・ポ  
スター発表（国内学会等 1件）

1. 「政治経済学の観点から見た自殺対策」第  
2回国際自殺対策フォーラム、2018年1月

(3) その他の外部発表等

1. “Suicide and Suicide Prevention Strategies in Japan”  
The University of Melbourne, Center for Mental  
Health, Melbourne School of Population and Global  
Health, 2017年12月

#### G. 特記事項

(1) 健康被害情報

なし

(2) 知的財産権の出願・登録の状況

なし